

第 3 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成29年6月23日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第3回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成29年6月23日（金曜日）

午前9時59分開議

午前11時28分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補  
正予算（第1号）

議案第3号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第15号 熊本県看護師等修学資金貸与  
条例等の一部を改正する条例の制定に  
ついて

議案第18号 工事請負契約の締結について

議案第32号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第33号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第34号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第35号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

報告第1号 平成28年度熊本県一般会計繰  
越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 平成28年度熊本県一般会計事  
故繰越し繰越計算書の報告について

報告第17号 専決処分の報告について

報告第21号 家庭教育支援の推進に関する  
施策の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に  
ついて

報告事項

① 生涯学習推進センターの指定管理者  
制度導入について

② 【蒲島県政3期目】創造的復興に向  
けた重点10項目について

出席委員（8人）

委員長 浦田 祐三子

副委員長 高木 健次

委員 山本 秀久

委員 氷室 雄一郎

委員 吉永 和世

委員 小早川 宗弘

委員 磯田 毅

委員 吉田 孝平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮尾 千加子

教育理事 山本 國雄

教育総務局長 青木 政俊

教育指導局長 越猪 浩樹

教育政策課長 江藤 公俊

政策監 坂本 富明

学校人事課長 手島 和生

社会教育課長 河村 雅之

文化課長 岡村 郷司

施設課長 猿渡 伸之

高校教育課長 牛田 卓也

義務教育課長 高本 省吾

特別支援教育課長 藤田 泰資

人権同和教育課長 徳永 憲治

体育保健課長 西村 浩二

警察本部

本部長 村田 達哉

警務部長 森川 武

生活安全部長 松岡 範俊

刑事部長 吉長 立志

交通部長 奥田 隆久

警備部長 石原 裕洋

首席監察官 杉 村 武 治  
参事官兼警務課長 熊 川 誠 吾  
参事官兼会計課長 木 村 浩 憲  
理事官兼総務課長 開 田 哲 生  
参事官兼生活安全企画課長 吉 田 至  
参事官兼刑事企画課長 國 津 剛  
参事官兼交通企画課長 船 江 英 二  
参事官兼警備第一課長 中 村 勇 一  
交通規制課長 瀬 河 清 信

事務局職員出席者

議事課主幹 槇 原 俊 郎  
政務調査課主幹 福 田 孔 明

午前9時59分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。  
ただいまから、第3回教育警察常任委員会  
を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を  
議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について警察本部、教育委員  
会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受  
けたいと思います。なお、執行部からの説明  
は、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、警察本部長から総括説明を行い、  
続いて担当課長から順次説明をお願いいたし  
ます。

初めに、村田警察本部長。

○村田警察本部長 委員の皆様には、平素か  
ら警察行政の各般にわたり、格別の御理解と  
御支援をいただいていることに対しまして、  
改めて厚く御礼を申し上げます。

また、浦田委員長におかれましては、5月  
24日に行われました交通機動隊安全運転競技  
会に御臨席をいただきまして、まことにあり  
がとうございました。

それでは、今回、県警察から提案申し上げ  
ております5件の議案等の概要について御説  
明いたします。

予算関係では、まず6月補正予算につつま  
して、第1号議案平成29年度一般会計補正予  
算(第1号)でございますが、これは、遺失物  
法施行規則の一部改正に伴い、遺失物管理シ  
ステムの改修経費として890万円余をお願い  
しております。

次に、平成28年度3月専決処分につつまし  
て、第3号議案平成28年度一般会計補正予算  
(第16号)でございますが、これは、熊本地震  
に係る災害復旧事業におきまして、国庫補助  
金の交付決定に伴い財源更正を行ったこと  
について報告し、承認をお願いするものでござ  
います。

次に、報告第1号平成28年度一般会計繰越  
明許費繰越計算書でございますが、総額は15  
億3,600万円余で、主な内容としましては、  
熊本地震に係る災害復旧事業におきまして、  
設計に期間を要したことなどにより、年度内  
に改修等を完了することができなかつたため  
繰り越したものを報告するものでございま  
す。

次に、条例等関係、第35号議案警察学校に  
おける国家賠償請求控訴事件についてござ  
います。これは、平成29年3月22日、熊本  
地方裁判所が言い渡した判決内容に一部承服  
しがたいところがあったことから、福岡高等  
裁判所に敗訴部分の取り消し等を求める控訴  
の手续をとったことについて報告し、承認を  
お願いするものでございます。

最後に、報告第17号でございますが、これ  
は専決処分させていただきました9件の交通  
事故の和解についての報告でございます。

以上が今議会に提案申し上げております議  
案等の概要でございます。詳細につきましては、  
この後担当者から説明させますので、御  
審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○浦田祐三子委員長 次に、担当課長及び監  
察官より説明をお願いします。

○木村会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で説明をいたします。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

第1号議案平成29年度熊本県一般会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

警察費の中の警察本部費で、892万7,000円の増額をお願いしております。これは、遺失物法施行規則の一部を改正する規則が本年2月に公布され、4月1日から施行されたことを受け、遺失物管理システムを今回の制度改正に対応したものに改修するための費用でございます。

制度改正の主な内容は、拾得者の利便性向上のため、拾得物件預かり書の様式などが改められたものでございます。

以上、補正後の警察費総額は391億2,287万3,000円となります。

次に、2ページをお願いします。

第3号議案、平成28年度3月専決処分でございます。

上段の警察施設災害復旧費、下段の交通安全施設災害復旧費ともに、平成28年熊本地震に係る災害復旧事業について、国による災害査定の結果、国庫補助金の交付決定がなされたことに伴い、県債借り入れに必要な財源更正を行うものとして、平成29年3月29日に知事専決処分されたものでございます。

次に、3ページをお願いします。

報告第1号平成28年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

これは、熊本地震に伴う警察施設、交通安全施設の災害復旧事業について、設計に期間を要したこと、そのほか菊池警察署・七城駐在所移転新築工事や各種改修工事費等について、入札不調や不落により工事期間の変更を余儀なくされたことなどにより、それぞれ年

度内に工事等を完了させることができなかったことから、総額で15億3,608万4,000円を平成29年度に繰り越したものでございます。

予算関係議案は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○杉村首席監察官 監察課から、第35号議案について御説明いたします。

資料は4ページから5ページになります。

第35号議案は、専決処分の報告及び承認についてであります。

これは、元警察学校の学生であった原告ら3人が、熊本県を被告として損害賠償請求訴訟を提起した事件について、本年3月22日、被告熊本県が一部敗訴する判決が言い渡されたため、原判決の取り消し等を求めて即日控訴した事案であります。

事案の概要は5ページに記載しておりますが、平成25年10月、本県警察官を拝命し、県警察学校に入校していた原告ら3人が、それぞれ自主退職したものの、その後、熊本地方裁判所に対し、学校教官からのパワハラ等で不当な退職勧奨を受けたとして、熊本県を相手に、原告ら3人合計約1,700万円の損害賠償請求訴訟を提起した事件であります。

約2年に及ぶ審理を経まして、本年3月22日、熊本地方裁判所は、被告熊本県に対し、原告ら3人に合計44万円の損害賠償を命じる判決を言い渡しましたが、判決内容に承服しがたいところがありましたので、原判決の敗訴部分の取り消し等を求めるため、即日控訴のしるしをとりさせていただきました。

県が訴えの提起を行う場合は、本来、地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がありますが、先ほども申し上げましたとおり、判決内容に承服しがたいところがあり、原判決の取り消し等を求めて即時控訴するため、議会で御審議いただく時間がなかったことから、今回の事案につきましては、知事の専決処分とさせていただきます。この

ため、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、報告第17号議案について説明いたします。

資料は6ページから9ページになります。

報告第17号専決処分の報告についてであります。

これは、県警察の公用車交通事故に係る専決処分をさせていただいた9件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会へ報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、8ページと9ページに詳細に記載させていただいております。

9件は、いずれも物損事故として処理されておりますが、そのうち5件が警察側の過失が大きい事故であり、相手方の賠償は全て警察で加入しております自動車保険で対応しております。

ここで、本年5月末現在におけます公用車交通事故の発生状況について御説明させていただきます。

相手方が重傷を負うなどの大きな事故はございませんでしたが、警察側に責任のある事故が28件発生し、昨年と同じ時期に比べてプラス1件という状況にあります。

発生原因につきましては、安全不確認が全体の6割と最も多く、これらの事故は、職員が当たり前の注意を払えば防げたのではないかと認められるものであり、また、事故を起こした職員の年齢を見ますと、運転する機会の多い20歳代、30歳代の職員に限らず、各年代層で発生しております。

県警察といたしましては、1件でも減少できるよう、引き続き、若い世代の職員はもとより、全職員に対する公用車交通事故防止への意識啓発と指導、教養及び運転訓練等、実効ある対策に取り組んでまいります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 教育委員会でございます。

議案の説明に先立ちまして、熊本地震への現在の対応状況について、主なものを御説明させていただきます。

まず、学校施設につきましては、全体の6割を超える施設が被災したところでございますが、おおむね5月末現在で約半分ぐらいが復旧しております。一応、今年度中には95%ほどが復旧する見込みでございます。なお、被害の大きかった第二高校及び熊本高校などにつきましては、30年度までの完了を目指しております。

また、児童生徒の心のケアや学習支援につきましては、今年度もスクールカウンセラーの追加配置や教員の加配を行っておりますが、中長期的な対応が必要でございまして、今後も継続して取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、文化財の復旧、復興につきましては、被災文化財等復旧復興基金、これを活用いたしまして、熊本城や阿蘇神社などの指定文化財はもちろんのこと、未指定の歴史的建造物なども含め、所有されている方々の負担を軽減するとともに、被災文化財の救援——これは文化財レスキューと言いますが、ですとか、被災文化財の建造物の復旧支援——これは文化財ドクターという言い方をしておりますが、に継続して取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、今議会に提案しております教育委員会関係議案の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、第1号議案平成29年度熊本県一般会計補正予算の第1号でございますが、教育政策課ほか6課の一般会計に係る事業につつま

して、3億1,000万円余の増額補正をお願いしております。

その主なものといたしましては、教育施設災害復旧費として、熊本高校ほか10校の災害復旧費に要する経費に1億2,600万円余、それから、美術館費として、県立美術館本館の改修に要する経費に1億円を計上しております。

次に、報告第1号平成28年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、総額は57億5,700万円余で、県立学校施設災害復旧費などを計上しております。入札不調や設計に日数を要したことなどにより、年度内に工事等を完了することができなかつたために繰り越したものでございます。

次に、報告第6号平成28年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。

特別支援学校施設整備事業費につきまして、これは松橋東支援でございますが、1,100万円余を計上しております。平成27年度の経済対策分の事業でございますが、熊本地震による復旧工事との調整ですとか、入札不調により年度内に工事を完了することができなかつたために繰り越したものでございます。

次に、条例等議案です。

議案の第15号は、熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例の制定に係るものです。

これは、平成28年熊本地震等の災害による被災者の生活再建を支援するために、5本の条例改正を一括提案するものですが、熊本県育英資金ほか関係規定の整備を行うものでございます。

また、議案第18号は、工事請負契約の締結に関するもので、実習船「熊本丸」の代船建造工事に係るものです。

さらに、議案第32号、議案第33号、議案第

34号は、専決処分の報告及び承認に関するもので、熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

このほか、報告第21号として、家庭教育支援の推進に関する施策について御報告させていただきます。

以上が今議会に提案申し上げている議案等の概要でございますが、詳細につきましては担当課長が御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の2ページ上段をお願いいたします。

事務局費でございますが、764万4,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらん願います。

1の(1)学校現場における業務改善加速事業でございますが、これは新規事業でございます。学校現場における校務の情報化と学校事務機能の強化による業務改善のため、実証研究に要する経費を計上するものでございます。

次に、教育センター費でございますが、263万円を計上しております。

右側の説明欄をごらん願います。

1の(1)でございます。初任者研修改革推進事業でございますが、これは新規事業でございます。初任者研修の質的向上を図るため、研修プログラムの研究開発に要する経費を計上しているものでございます。

この2つの事業は、国の委託事業でございます。財源は全額国庫支出金となっております。

なお、国からの事業募集及び採択が平成29年度の当初予算要求後であったことから、今回、6月補正でお願いすることになったものでございます。

以上、総額1,027万4,000円の増額補正をお

願っております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の同じく2ページの下段をお願いします。

文化費でございますが、1,219万6,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)被災文化財保存復旧支援事業でございますが、これは新規事業でございます。被災文化財の復旧に係る公的支援制度の周知や相談に対応する窓口の設置等に要する経費を計上するものでございます。

次に、美術館費でございますが、1億円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県立美術館本館改修整備事業でございますが、これは、このたび国の地方創生拠点整備交付金事業で採択された美術館本館の収蔵環境や展示空間の整備に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額1億1,219万6,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の3ページ上段をお願いします。

教育施設災害復旧費でございますが、1億2,665万8,000円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらんいただきたいと思います。

1の(1)県立学校施設災害復旧事業の内容でございますが、熊本高校の管理棟特別教室棟の構造補強工事の追加並びに第二高校の盛り土撤去、管理棟ほかの設計変更に伴います工事費の増額、さらには、その他の高校も含めまして、労務費、資材費の高騰等に伴いま

して、熊本高校ほか10校の工事費を増額するものでございます。

以上でございます。

○牛田高校教育課長 説明資料3ページ下段をお願いします。

教育指導費でございますが、351万3,000円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)スーパーサイエンスハイスクール推進事業でございますが、これは、理数教育を重点的に行うスーパーサイエンスハイスクールについて、平成29年3月に天草高校が文部科学省から指定を受けましたので、当校の運営に要する経費を計上するものでございます。

次に、(2)人吉・球磨地域共同寄宿舎管理人配置事業でございますが、これは新規事業でございます。人吉高校寮を近隣高校との共同寄宿舎とするために、必要な管理人を任用する経費を計上するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の4ページ上段をお願いします。

教育指導費でございますが、411万7,000円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)特別支援教育充実事業でございます。本事業は、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害のある方への支援者の育成を目指し、特別支援学校と高等学校の生徒が視覚障害体験等を通じて障害者理解を推進する事業でございます。

本事業は、国の委託事業でございます。財源は全額国庫支出金となっております。

なお、国の事業募集及び採択が平成29年度当初予算要求後であったことから、今回、6

月補正でお願いすることになったものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○徳永人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の4ページの下段をお願いします。

社会教育総務費でございますが、38万8,000円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)社会教育人権啓発事業でございますが、県内の小中高等学校、特別支援学校に配付する人権啓発カレンダーを作成するために要する経費を計上するものでございます。

また、この本事業は国の委託事業でございますが、財源は全額国庫支出金となっております。

なお、国からの事業募集及び採択が平成29年度の当初予算要求後であったことから、今回、6月補正でお願いすることになったものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の5ページ上段をお願いします。

体育振興費でございますが、958万3,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業でございますが、これは新規事業でございますが、オリンピック・パラリンピック教育等の推進に要する経費でございます。

具体的には、児童生徒を対象に、オリンピック、パラリンピアンによる講演会や交流会などを開催するものでございます。

また、本事業は国の委託事業でございますが、財源は全額国庫支出金となっております。

なお、国からの事業募集及び採択が平成29年度当初予算要求後であったことから、今回、6月補正でお願いすることになったものでございます。

次に、下段をお願いします。

教育施設災害復旧費でございますが、4,366万3,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県営体育施設災害復旧事業でございますが、これは被災した県営体育施設の災害復旧に要する経費でございます。

以上、総額5,324万6,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

債務負担行為関係について御説明申し上げます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、1段目の熊本高校災害復旧事業でございますが、平成30年度まで予定しております管理棟特別教室棟改修工事につきまして、3億6,483万8,000円へ増額変更しております。

変更理由は、構造補強工事等の増額に伴いまして、平成30年度の限度額をふやしたものでございます。

次に、2段目の第二高校災害復旧事業ですけれども、平成30年度までに予定しております管理棟ほか改築工事につきまして、11億9,191万7,000円へ増額変更しております。

変更理由は、盛り土の撤去及び校舎の配置変更を行っておりますので、その工事の増額に伴いまして、平成30年度の限度額をふやしたものでございます。

債務負担行為の変更につきましては以上でございます。



○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の7ページ上段をお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

教育災害復旧費でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災した教職員住宅の修繕等に要する費用及び県立教育センター理科棟の解体に要する費用につきまして、工事に係る設計を行う中で、当初想定していなかった追加工事が必要になったことなどによりまして年度内の執行が困難であったため、1億4,930万6,296円を繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の7ページの下段をお願いいたします。

1段目の放課後子供教室設備整備事業費でございますが、国からの補助金の交付決定が平成29年3月に行われたことにより、市町村における適切な履行期間が確保できず、年度内の執行が困難であったため、1,707万8,000円を繰り越したものでございます。

次に、2段目の青少年教育施設災害復旧費でございますが、これは、落雷で被災した芦北青少年の家の修繕に要する経費について、2月補正で予算を承認いただきましたが、適切な履行期間が確保できず、年度内の執行が困難であったため、2,447万7,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の8ページをお願いします。

1段目の日本遺産文化財群魅力発信支援事業費でございますが、これは文化財の選定調査に係る571万円を繰り越したものでございます。

次に、2段目の文化財保存整備事業費でございますが、これは人吉市にあります史跡、大村横穴群の保存修理に係る203万円を繰り越したものでございます。

次に、3段目の鞠智城整備事業費でございますが、これは整備に係る1,223万5,000円を繰り越したものでございます。

次に、4段目の旧境家住宅修理事業費でございますが、これは和水町にあります旧境家住宅の修理に係る2,245万1,000円を繰り越したものでございます。

次に、5段目の美術館本館施設災害復旧費でございますが、これは美術館本館の災害復旧に係る2,168万4,580円を繰り越したものでございます。

次に、6段目の文化財災害復旧費でございますが、これは国指定、県指定の文化財の災害復旧に係る1億2,341万3,000円を繰り越したものでございます。

次に、7段目の美術館分館施設災害復旧費でございますが、これは美術館分館の災害復旧に係る2億7,235万円を繰り越したものでございます。

次に、8段目、文化財資料室施設災害復旧費でございますが、これは熊本市南区にある文化財資料室の災害復旧に係る3,974万3,000円を繰り越したものでございます。

主な繰り越し理由は、美術館における工事に当たり、事前の調査や仕様の決定に時間を要するなどにより、年度内の執行が困難となったためでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の9ページ上段をお願いいたします。

1段目の高等学校校舎新・増改築事業費でございますが、これは熊本工業高校実習棟改築事業の基本設計に係ります4,161万円を繰り越したものでございます。

次に、2段目の高等学校施設整備事業費ですが、これは天草拓心高校マリン校舎男子寮改築工事ほかに係る16億9,919万89円を繰り越したものでございます。

次に、3段目の特別支援学校施設整備事業費ですが、これは天草支援学校トイレ改修工事ほかに係る1億8,092万9,474円を繰り越したものでございます。

以上の3事業につきまして、主な繰り越し理由ですけれども、平成28年熊本地震によります被害対応に伴う調整、学校行事、授業等に配慮した工事期間を調整しました結果、年度内施工が困難となったものでございます。

最後に、4段目の県立学校施設災害復旧費ですが、これは熊本高校体育館改修工事ほかに係る24億5,800万円を繰り越したものです。

主な繰り越し理由は、入札の不調、設計に日数を要したこと等から、年度内施工が困難となったものでございます。

以上でございます。

○牛田高校教育課長 説明資料9ページ下段をお願いいたします。

1段目の高等学校再編・統合施設整備事業費でございますが、これは南陵高校食品科学科実習棟の設計を行うに当たり、最適な規模、構造の検討に不測の日数を要したため、5,504万1,400円を繰り越したものでございます。

次に、2段目の県立高校産業教育設備災害復旧費でございますが、これは、この事業と同時に、公益社団法人経済同友会の「I P P

○ I P P O N I P P O N プロジェクト」の寄附金による設備の復旧を並行して進めてまいりました。しかし、寄附が予定額に届かず、復旧が完了しなかったことにより、翌年度も続けて設備復旧を行う必要が生じたため、4,721万9,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の10ページをお願いします。

県営体育施設災害復旧費でございますが、これは、平成28年熊本地震による被害対応に伴う調整や入札の不調、不落が続いたことにより、年度内の執行が困難であったため、5億8,500万円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

11ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書について御説明します。

特別支援学校施設整備事業費でございますが、これは松橋東支援学校トイレ改修工事に係る1,125万6,671円を繰り越したものでございます。

繰り越し理由は、一昨年の平成27年経済対策分であります本事業が、昨年の熊本地震による復旧工事との調整や入札不調等により、平成28年度内の施工が困難となったものでございます。

事故繰越し繰越計算書の報告は以上でございます。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

条例等議案について御説明いたします。

説明資料12ページをお願いいたします。

第15号議案として、熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例の制定について提案しております。

概要につきましては、資料15ページをごらんください。

1の条例改正の趣旨としましては、平成28年熊本地震等の災害による被災者の生活再建を支援するため、関係条例の規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容についてですが、熊本県看護師等修学資金貸与条例、熊本県育英資金貸与基金条例等の5条例につきまして、災害の影響を受け、特定調停法の規定により当事者間の合意が成立したとみなされた場合の免除規定を整備するものでございます。

なお、今回の改正のきっかけとなりました自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて御説明いたします。

このガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とし、厚生労働省、金融庁、最高裁判所、財務省等の国の機関がオブザーバーとして参加する研究会において取りまとめられたルールでございます。

これは、災害救助法の適用を受けた自然災害により、住宅ローンなどの弁済ができなくなり、通常であれば破産等の法的倒産手続に該当する被災者が、法的手続によらず、一定の財産を残したまま債務の減免を受け、生活の再建が可能となる仕組みでございます。

債務者がガイドラインの適用を受けるには、債務者が有する債務の全てについて、それぞれの債権者全員の同意が必要であることから、県が債務整理に同意しないと、被災者の生活再建の足かせとなることが懸念されています。

現行の関係条例の返還免除は、奨学生の死亡など限定的であることから、被災者の返還

免除の規定を整備することで、ガイドラインに基づく債務整理を申し出た被災者に対する対応を可能とするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

第18号議案として、工事請負契約の締結を提案しております。

概要につきましては、17ページで御説明いたします。

本件は、旧苓洋高校に当たります天草拓心高校マリン校舎に所属します実習船「熊本丸」の代船建造工事に関するものです。

「熊本丸」は、竣工から19年目を迎え、老朽化が進んでおり、安全な航海実習などの教育活動を確保するため、新たな実習船の建造を行うものです。

工事場所は、落札業者の工場があります宮城県石巻市です。工期は、平成30年12月28日まで。契約金額は、22億255万2,000円です。契約の相手方は、最近福島県等でも実習船を建造しておる実績がある株式会社ヤマニシでございます。

次に、代船建造のスケジュールでございますが、本年4月4日に入札公告、5月16日に開札を行い、5月19日に仮契約を締結しました。

今後、議会で議決をいただきましたならば、本契約を締結し、工期終了後、試運転等を経て、竣工式を平成31年3月に行う予定でございます。

工事請負契約の締結については以上でございます。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

第32号議案は、熊本県育英資金の返還金に

関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

18ページに記載しております4人の債務者らに対する訴えの提起に係る専決処分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として、支払督促の申立てを行っているところです。

支払督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し奨学金の一括返還を命じてもらうものであり、最終的には債務者の財産に強制執行することも可能となるものです。

19ページの2、専決処分の理由の前段にありますように、県が行った支払督促に対し、4人の債務者らから異議の申立てがなされました。

異議の申立てがなされた債務者については、後段にありますように、民事訴訟法の規定により、支払督促の申立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者からの異議申立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきまして、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

続いて、20ページの第33号議案、22ページの第34号議案につきましても、同様の事案であり、計2人の債務者から異議の申立てがあり、訴訟に移行したもので、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、同様の内容の議案が複数に分かれて

おりますのは、それぞれの訴えの提起の時期が異なるためでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河村社会教育課長 説明資料の24ページをお願いいたします。

報告第21号議案でございますが、くまもと家庭教育支援条例第11条では、当該年度の家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、議会に報告するよう規定されております。これにより、24ページから29ページに、平成29年度の関係各課の取り組みを一覧にして御報告をしております。

主な内容につきましては、平成28年度の取り組みと成果も含め、30ページから御説明いたします。

資料30ページ、一番上の議案番号の記載がある四角囲みの下をごらんください。

まず、推進体制ですが、条例施行後にくまもと家庭教育支援条例連絡会議を設置し、関係各課で、年2回、連携、協力に向けた会議を行っております。

平成28年度の主な取り組みと成果を御説明いたします。

昨年度は、5部局17課で74の施策に取り組みました。以下、各柱ごとに事業の取り組みの例を示しながら御説明いたします。

(1)の親としての学びを支援する学習機会の提供につきましては、社会教育課において、親の学び講座を県内1,684カ所で開催し、6万4,037人が参加いたしました。保護者への学習機会や情報の提供に取り組みました。

(2)の親になるための学びの推進につきましては、私学振興課において、高校生の保育体験に関し、高校生を受け入れた私立幼稚園13園に対して、実施回数に応じて経常費助成費補助に加算し、支援を行いました。

(3)の人材養成につきましては、義務教育

課において、幼児教育アドバイザーを県内の認定こども園等に派遣し、教育、保育の内容等についての指導、助言を行い、幼児教育の質の向上を図りました。

(4)の家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進につきましては、社会教育課において、放課後子ども教室推進事業を26市町村の74教室で実施しました。放課後に子供が安心して活動できる場を確保し、次世代を担う児童の健全育成を支援いたしました。

(5)の相談体制の整備及び充実につきましては、子ども家庭福祉課において、ひとり親家庭の自立に向け、就業や生活、養育等の保護者の悩みへの相談対応などを行いました。

(6)の広報及び啓発につきましては、関係課が連携してくまもと家庭教育推進フォーラムを開催し、県民意識の高揚を図りました。

次に、31ページの四角枠内をごらんください。

施策を推進する中で、課題も明らかになってまいりました。

1つ目と2つ目の丸ですが、就学前の乳幼児の保護者や中学生、高校生を対象とした親の学びプログラムの活用については、少しずつ普及が進んできていますが、親の学びの周知や理解が十分ではないと考えられます。

3つ目の丸の認知率、就学前段階での親の学び講座の実施や携帯電話、スマートフォン利用に関する家庭でのルールづくり等、ポスターの掲示やチラシの配布等により広報・啓発活動を行っておりますが、手段、媒体が既存の方法にとどまっており、工夫する必要があります。

これらの課題も踏まえまして、32ページで、平成29年度の主な施策について御説明をいたします。

(1)(2)につきましては、保護者、特に就学前段階の保護者と中学生、高校生を対象とした親の学び講座の充実、推進に取り組んでまいります。

(3)人材養成につきましては、幼稚園教諭や保育士への研修を充実するとともに、(4)家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進につきましては、学校等警察連絡協議会を通じた情報共有や、私立幼稚園における預かり保育を通じた子育て支援に取り組んでまいります。

(5)相談体制の整備及び充実、(6)広報及び啓発につきましても、各課連携しながらより効果的な取り組みを行ってまいります。

33ページの四角枠内をごらんください。

昨年度の課題を踏まえた本年度の取り組みをまとめております。

1つ目と2つ目の丸ですが、乳幼児期の保護者の学習機会や中学生、高校生が親になるための学習機会の充実を図る取り組みとして、モデル園や研究指定校を拡充し、あらゆる機会での学習機会の場の設定を促します。

また、関係各課の連携を深め、幅広い広報、啓発を行うとともに、各種イベントやテレビ、ラジオ等のメディアによる広報、啓発の方法を工夫してまいります。

以上のとおり、本年度は、5部局17課で連携、協力して取り組んでまいります。課題が見えてきた事項につきましては、その解決に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

なお、34ページからは、平成28年度の取り組みの詳細を、41ページからは、平成29年度の取り組みの詳細を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた課は、まず課名を言って、座ったまま説明をしてください。

それでは、まず先に警察本部に係る質疑を

受け、その後、教育委員会に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、警察本部に係る質疑はありますか。

○磯田毅委員 35号の件ですけれども、県が一部敗訴したという中で、この控訴取り消し等を求める——一部承服しがたいところがありということ、詳しくちょっと説明してもらいたいと思います。

○杉村首席監察官 第1審では、原告が訴状で主張した内容が多岐にわたっておりましたことから、争点整理手続を行いまして、合計37項目に及ぶ争点について審理が行われております。

その原告が主張した内容といいますのは、入校期間中、教官らからパワハラや暴行、違法な退職勧奨を受けたという内容でございます。

一部敗訴した部分ではありますけれども、判決では、教官の各行為と原告らの辞職との間の因果関係は認めず、訴訟費用の負担もそのほとんどを原告側の負担としながら、原告の家入につきましては、駆け足訓練中、教官が親に言うのだらうと発したことに、別の教官が言え言えと発言してやゆした点、原告井上につきましては、授業中の居眠りに対して叱責をした際に、席を教室の後方に移動させた点、それと原告畑尾につきましては、入校式訓練時に、列外に出して指導した際に、倒れ尻餅をついた原告が起き上がる際に、再度押して尻餅をつかせたというこの3点の内容につきまして、仮執行付きの一部敗訴の判決でございました。

この原告家入につきまして、別の教官が言え言えと発言してやゆした点につきましては、ありのままを親に伝えればいいという意味で発した言葉であると。また、原告井上の授業中の居眠りに対して席を後方に移動させ

た点につきましては、数回にわたって居眠りをしているということで、他の学生に迷惑をかけるというような意味合いから、席を教室の後ろのほうに移動させたと。原告畑尾につきましては、これはあくまでも入校式の訓練中の指導であります。ちょっと胸を押した際に倒れたということで、こういった状況でございます。

ですから、この一部敗訴した3点につきましては、何ら違法行為をしたものではございませんし、もちろん精神的な慰謝料が発生するということには承服できないということで、控訴をさせていただいております。

○磯田毅委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。——なければ、これで警察本部に係る質疑を終了いたします。

引き続き、教育委員会に係る質疑はありますか。

○磯田毅委員 3ページ、人吉・球磨地域の共同寄宿舎管理人配置事業についてですね。

寄宿するその生徒の数の変化とか、定員割れが続く中で、そういった生徒の寄宿者数というのを、変化はどれぐらいあって、それがこれと合併して減っていくわけですので、そういった面での影響というのはどういったものがあるのかですね。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

人吉高校の寄宿舎、いわゆる寮でございますけれども、この3年間の入寮している生徒の数でございますが、定員が60名に対しまして、今年度が11名、昨年度が10名、その前の27年度が7名ということで、この3カ年の平均で定員に対します入寮率が15%程度という状態で、その前をさかのぼりましても低い状

態が続いているところでございます。

そのような中、今回想定していますのは、すぐ近隣の球磨工業高校がございませけれども、こちらは伝統建築科等の非常に県下でも特色があるコース等があり、県下から生徒が入っております。

そういう中で、寮がないことから、多くが民間のアパートですとか、あるいは寮がないことで入学を断念する中学生もおられるというふうなことが聞こえてきておりますので、今回、せっかくの県の財産であります人吉高校の寮がそのように空いた状態でございますので、共同で使うために整備するものでございます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 質疑はございませんか。

○氷室雄一郎委員 教育政策課ですけれども、教職員の業務の問題が盛んに取り上げられているんですけれども、この700万ですけれども、業務改善の実証研究ってどういうのをやるのか、ちょっともう少し詳しく。

○江藤教育政策課長 今回お願いしておりますのは、阿蘇市教育委員会管内で、阿蘇市立の小学校、中学校等の義務教育学校と言っておりますが、全部で29校におきまして、校務の効率化あたりをモデル的にみんなと一緒にやることで、今まで一校一校がやっていたものを、効率的にやるような実証研究をしましょうと。それにつきまして、効果を全県にお見せしようということの実証事業をお願いしようとしているものでございます。

以上です。

○氷室雄一郎委員 これは阿蘇市の小中ですがけれども、阿蘇市のほうから要望みたいなものがあつたんですか。何か県としてモデル的

にここだけやろうという考え方なんですか。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

県のほうから希望される場所をお願いしまして、手が上がったところということでございます。国の委託事業でございまして、全国的に26都道府県あたりでどうですかというのが県に参りまして、県のほうからは、市町村教育委員会さんにいかがですかということで問い合わせをして、手を挙げていただいたところでございます。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、もう阿蘇市だけしか手が挙がらなかったというわけですか。

○江藤教育政策課長 ここだけかどうか、済みません、あれですけれども、いろいろ調整をさせていただいた結果だと思っております。

○氷室雄一郎委員 狙い目としては、教職員の業務の改善といいますか、その仕事内容の改善につながる研究なんですか。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

そのように、つながるようにモデル的な取り組みをしていただきたいと思いますと思っております。

○氷室雄一郎委員 これは1年限りの部分だと思うんですけれども、これは国の考え方に従って、こういうものを、何といいますか、実証研究を行って、業務の改善につながるかどうかということの研究するという部分なんですか。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

効果が出ると思います、その効果というのは、みんなで取り組むことによってこんな効果がありますというのを、ほかの地域の教育委員会を通じまして学校のほうに周知を図っていきたいと考えております。

○浦田祐三子委員長 ほかに。

○小早川宗弘委員 繰越明許費がかなり多いというふうなことで、入札の不調、不落の原因だとか、あるいは年度内施工が非常に厳しいから繰り越すというふうなことでありますけれども、私も建設業者の方といろいろ話してから、とにかく仕事がいっぱい、公共の仕事も含めて、民間の仕事も、特に建築の場合はもういっぱいいっぱいですというふうな方がいらっちゃって、そういう影響もかなりあるのかなというふうに思いますけれども、来年に繰り越したからといって、業者の確保ができるかとか、入札がちゃんと適正に行われていくのかということ、どういうふうな予想をされているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

6月の初めに、九州地方整備局、それから農政局、それから熊本県、市町村で構成されます熊本地震等復旧復興工事情報連絡会議というのが開催されました。その中で、これまでの不調、不落の状況、それから、今後の見込みについても報告がありました。

全体としましては、まだ工事の概要は固まっていない、設計中のものもたくさんございまして、端的に言いますと、まだ現時点では見通すことができないというのが全体的なお話だったかと思えます。

施設課の所管する学校施設につきまして、今不調、不落で滞っているのは1件でございます、県立学校。それから、これは市町村発注になりますけれども、そちらのほうで

も、今現在でまだ10件前後——ちょっと日々変化しておりますので、ぐらいというところで、物すごく深刻な状況は抜け出ているんですけども、今年度になりますと、新たな社会教育施設だとか、今まで手がついてなかった施設の復旧も本格化しますので、まさにそちらとの取り合いによりまして、不調、不落というのはやっぱり年内ぐらいはある程度不安定な状態が続くのではないかなという感じで、関係課では話しているところでございます。

以上です。

○小早川宗弘委員 工事がスムーズに進むように、来年度に繰り越したということであれば、できるだけ早く来年度にちゃんと工事が進むように検討をお願いしたいというふうに思いますし、私も、いろいろ民間の仕事ですけれども、リフォームだとか耐震補強だとか、そういった業者さんを知っておりますけれども、大体見込みが7月ぐらいには仕事ができそうですよというふうな——あるちょっと仕事の関係の手配をしよう、そうすると、すぐまた7月ぐらいに頼もうと思うと、もういっぱい9月ぐらいですよとかですね。何か次から次に建設業者さんというのは、空いたかなと思うと仕事がまた入ってくるというふうなことで、だんだんだんだんそういう復興工事のごたるともずれ込んでくるのではないかなというふうなことが予測されますので、そういったこともちょっと念頭に置きながら、計画を進めていただきたいというふうに思います。

もう1点よかですか。

○浦田祐三子委員長 はい。

○小早川宗弘委員 家庭教育支援条例、24ページ以降のことですけれども、報告事項でいろいろ各事業の説明をいただきました。



くまもと家庭教育支援条例、これは5年ぐらい前につくられた条例かというふうに思いますけれども、私も、この議員条例だっと思えますけれども、その策定の委員会において、いろいろ議論をさせていただいて、最初は何かまだまだ体系的なものではなくて、親の学びプログラムをメインに進めていったというふうなことで、まあ私も久しぶりの教育警察委員会でありますけれども、こういうふうに非常に体系的にいろんな事業が展開されているなというふうに思います。

ちょっとこれは難しかかもしれぬですけれども、こういう活動を事業展開される中で、それぞれの事業によって違うかもしれませんけれども、家庭教育支援条例ができて、どういった子供たちへの影響があったのかあるいは家庭への影響が、有益な効果があったのかというのがちょっと把握できれば、認識をちょっと聞きたいというふうに思いますけれども、ちょっと捉えにくいかというか、認識だけ、なかなか難しいかもしれませんけれども、どういった有益な効果があるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

今先生御指摘いただきました家庭教育支援条例、平成25年4月から施行しております。4年目に入っております。

まず、条例の効果、成果というところをはかるという点で、1つは、県の教育振興基本計画上は、条例の認知率というのを6割に平成30年度までにしようというところで、まず条例自体の成果、効果は条例の認知率、そして、それ以外の成果、効果になりますと、いわゆる各事業とか施策ごとの効果、成果になると思います。

例えば、私のおります社会教育課では、御案内がございました親の学びプログラムを実施しておりますが、その親の学びプログラ

ム、実際受けていただいた保護者の方にアンケートをとるとか、先ほども御説明いたしましたモデル事業なんかですと、もう少し細かいデータをとるということを一昨年度からやっております、例えば昨年度の成果、効果でございますと、子供の10時前就寝の割合がふえたということですね。モデルプログラムをやる前だと、とある園さんの保護者さんは、10時前就寝がふえたとか、例えば家庭でのルールをつくっていなかったのをつくるようになった家庭がふえたとか、朝食をよりとるようになったとかですね。まあ、一部のモデル園にだけ聞いたアンケートではございますが、成果は上がってきていると思いますので、広く、少なくとも親の学びプログラムに関しては効果があると思います。

また、ほかの関係各課の事業につきまして、ちょっと把握はしておりませんが、恐らく何らかの効果は上がっていると思われるので、そういう状況でございます。

○小早川宗弘委員 さまざまないい成果、効果があっているというふうに思いますので、ちょうどもう5年目というふうな節目の年だと思いますので、そういうのもまとめて何か広報していくとか、今回は課題とその課題に対する取り組みというのを説明していただいたと思いますけれども、そういったどういった有益な効果があったのかというのも取りまとめて、皆さん方に報告するあるいはちょっとわかりやすいパンフレットのごたるとで、この家庭教育支援条例のよさというのを訴えていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○磯田毅委員 15ページと19ページの修学資金の貸与条例ですね。

15ページのやつは、熊本地震での被災学生の支援ということで、返還の免除というのが緩和されて、これは非常にいいことなんですけれども、ただ、19ページでは、やっぱり県が法的手続きをとっているという中で、ここに幾つか県が出している、支援している対応、奨学金も含めてあると思いますけれども、全体の数と延滞している数、そして法的手段に入っている数の割合がどうなのかというのはちょっとおわかりですかね。

○牛田高校教育課長 育英資金に関しまして御説明申し上げたいと思います。

現在、まず調定額、県が今後収入としていただく調定額でございますけれども、平成27年度のまだ決算でございますけれども、これで申しますと、約11億という状況でございます。調定額が約11億という状況でございます。そのうち、未収金が1億1,700万という状況でございます。延滞者の数が315人、平成27年度決算でございますけれども、315人という状況になっています。

なお、昨年度は熊本地震がございましたので、そういった状況も勘案しながら、督促等につきましては、例年とはちょっと違った対応をしながら、少し時間をかけて御相談申し上げたり、あるいは猶予の手続等も御案内しまして、その返還の猶予の手続をとられた方もおられるという状況でございます。

この法的手続きでございますけれども、昨年度も、30人に対しまして支払督促を行っております。そのうち8名の方が異議申し立て—今回と同じように異議申し立てがございましたので、同じような手続をとっておりますけれども、この異議申し立てをすることにより、まあ裁判所が間に入られることによりまして、いろんなお互いに話し合う機会を設けることができまして、昨年8名で言いますと、全ての方がその後分納ということで返還につながっているところでございます。

そういう意味で、この異議申し立て、そして訴訟に移行したからということで自動的に何か強制執行等することではなく、その後、話し合いのテーブルについて、いろんな形で先方の状況も見ながら対応していくということでございます。

以上でございます。

○磯田毅委員 調定額が11億円って、件数にすればどれぐらいですかね、育英資金。

○牛田高校教育課長 平成29年5月11日現在の返還者数でお答え申し上げたいと思います。返還者数が1万3,283人となっております。ことしの5月11日現在でございます。

○磯田毅委員 この数自体は、ここ10年余りの中でどういう変化が起きたのか。多分、大きくふえてきていると思いますけれども、そこはどうか。

○牛田高校教育課長 この事業が県に移管しましたのが平成17年からございまして、その後返還者が当然ふえてまいりますので、それまで県でなかった部分が、県の対象となった方が高校あるいは大学を卒業した後返還の対象になってきますので、どんどんふえてくるという状況でございます。

ですから、調定額で申しますと、例えば平成20年で申しますと、2億5,000万ぐらいだったのが、今11億ぐらいということで、ふえている状況でございます。

ただ、さまざまな修学支援等の他の制度等もございまして、新たにお貸しする方が減ってくる状況にございますので、今後はある一定のところから減ってくるというふうには見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○磯田毅委員 国の給付型の奨学金が、今年

度、2,800名だったですかね。それからすると、まだ県あたりの数といっても、ごく小さいわけですね。これから先は、恐らくこういった子供の貧困というのを是正するような方向でないと、県の将来の発展も非常にマイナスになると、私は3月の代表質問で言ったんですけれども、子供たちに対する投資として大きく後で返ってくるということも言ったんですけれども、そういった意味からしても、やっぱり知事も貧困の連鎖を教育で断つということからすれば、もう少しこういった面での配慮というのは、これから先もっと必要になるかと思しますので、その点もよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 済みません、実習船「熊本丸」についてお尋ねなんです、こちらは、19年目を迎えて、新しく建造いただくということで決定いただいたことに感謝申し上げますというふうに思ひます。

今回の船、これまでの船と違って、また新たな目的を持ってつくるという、そういう認識があるんですが、今回、定員48名、臨時定員60名というふうに書いてあるんですけれども、そういったところで、何かそういった新たな目的というのがあるのかなとちょっと思っているんですけれども、もしあれば教えていただきたいなと思ひます。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

今回の新「熊本丸」につきましても、機能面からいきますと、横揺れを低減させるとか、居住スペースを増加し、快適なものにする、特に今後は女子生徒の実習もふえてくる可能性がございますので、そういった区分けができるスペースをふやすとか、あと看護室でありますとか、さらには、エンジンをハイ

ブリッドのものにして非常に燃料コストを軽減する等々の改修を行われる予定でございます。

新たな目的が追加されるかということ、実習そのものに対しては、当然、これまでよりもレベルを落とさないというのが最低限あります。ただ、もう1つ、直接の事業と関係ない部分もあるかもしれませんが、人命救助とかそういったものに関しても、以前のものよりもしやすくなっているとか、そういった仕様書になっている、これはもう最近の趨勢、どこの新しくつくる場合もそうなのかもしれませんが、そういった特徴が今回あるというふうに聞いております。

○吉永和世委員 今回災害があったときに、実習で出て、急遽救援物資を積んで帰ってきたとかというそういう実績もあるわけでしょうから、そういった経験を踏まえて、何か特別にそういったときの対応とかということも踏まえて、何かやっているのかなというふうにちょっと思ったりもしたんですけれども。

私も、代表質問でこの問題を取り上げさせていただいて、建造するという形で、あと調査費か何かついたらと思うんですけれども、そのときの話で、せっかくつくるんだから、やっぱり地域に何か祭り事とか催し事がありますよね。港祭りとか、何かそういった催し事がありますので、せっかくだからそういったところにもやはり出向いて、こういった船があるんだぞということもしっかりと県民に認知していただくような、そういったこともやるべきじゃないのかという話をたしかした記憶があるんですが、そういったことも踏まえて今後やっていただきたいなというふうに思ひますし、もう1つ、私も航海実習に行ったことがあるのであれなんですけれども、そういう実習に出るときに、一般募集というのもあったんですよね。要は、一般者の方々も参加していいですよという募集があつて、手

挙げた人に実際乗っていただいて実習に行っていたかどうかという、そういったことも、できるのであるならばですね、そういったことを踏まえて、新「熊本丸」なので、これまでとは違った取り組みも踏まえて、ぜひ、せっかくなので取り組んでいただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

今の件に関しまして、少し高校教育課のほうからお答えさせていただきます。

「熊本丸」、年間6回の航海に出ています、ちょうどきょう、一番長い43日の航海から帰ってくる予定でございますけれども、1年間スケジュールは詰まっておりますが、その中でも、今おっしゃいましたような、地元で体験等に取り組むこともございますので、今後ともそういった形で広く知ってもらような取り組み等を、また学校とも一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っています。

水産庁の調査等にも一部活用していただいたりということで、せっかくの船でございますので、幅広く使えるように、私たちも取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 僕はどこかでちょっと聞いたんですけども、この前の船は、県内で発注して製造したものなんですか。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

現在使用しております「熊本丸」をつくったのは、長崎市にあります長崎造船がつくっているところでございます。

○氷室雄一郎委員 県内の造船業としては、非常に厳しい状況が続いているんですけど

も、こういう特殊な船をつくる技術を持った会社等はもう存在してないんですね。どうなんですか。

○猿渡施設課長 この発注に当たりまして、こういった船をつくれるところがどれぐらいあるかというのを調べると、実績を持っているのが全国で5社ほどということでございました。

可能性として、日立造船長洲工場あたりにも打診をしたんですけども、やはりつくったことがないというのとドックのサイズ等が合わないということで、少し厳しいかなという感触でございました。

実際には、一般競争入札で全国から入札ができるんですけども、そちらにおいては、今の「熊本丸」をつくりました長崎造船と落札したヤマニシ、もう1つ、静岡県の三保造船所というところ、この3者の応札の中でヤマニシに決まったという経緯がございまして、残念ながら熊本県内からの入札はございませんでした。

○江藤教育政策課長 済みません、先ほど氷室委員の御質問に対しまして、私が複数あるような回答をしたんですけども、実際、手を挙げてこられたのは阿蘇市だけだったということでございます。申しわけございませんでした。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○吉田孝平委員 2ページの文化課の文化費で、文化財保存管理費で公的支援制度の周知や相談に対応する窓口の設置等に要する経費と上がっていますが、復興基金によって未指定文化財の支援がありますけれども、それがなかなか周知がされていないと聞いています。今申請状況自体はどういった状況を教えていただきたいと思ひます。

○岡村文化課長 文化課でございます。

民間からの寄附金をもとにした基金を造成しておりますけれども、被災文化財復旧復興基金と申しますけれども、そちらで、歴史的建造物のうちでまだ指定になっていないものについては、補助制度をことしの2月に創設をしたところです。

委員おっしゃるとおり、まだまだ実際の所有者の方が詳しいことを御存じないということもありましたので、今回、この6月補正予算で、その周知のための窓口機能を持った予算をお願いしているところなんですけれども、今のところの状況で申しますと、全体で——まだ国の登録の建造物になっていないとか、市町村指定の建造物になっていないけれども、歴史的な、文化的な価値のある建造物ということで、120件から130件ぐらいを対象に被害があったところを把握しているところです。

そちらについて、なかなか御存じないところもあったものですから、5月以降で、個別に県と地元の市町村と、あるいはヘリテージマネージャーという、専門的知識を持った建築士の方がいらっしゃるんですけれども、その3者で個別に御連絡申し上げて、助成制度の御説明であったり、もう一つは、制度を御存じないということの理由のほかに、一体どういう復旧方法をすれば文化的な価値が残るのかということがわからない、あるいは工事費がどれぐらいかかるのかがわからないと、それでいろいろ迷われている方もいらっしゃるんです。そういうちょっとアドバイスも含めて、今5月以降で訪問しているところです。

その結果、今のところ、例えば120～130件のうちで7件ぐらいがまだ訪問できていないところがあります。これは県外に住んでいらっしゃる方とかいうところなんですけれども、その結果なんですけれども、所有者の意向を確認したところ、大体6割の方が保存を

していきたいというような意向を持たれているとか、あるいはやっぱり資金的な——助成制度があっても自己負担は発生しますので、資金的な理由だったり、子や孫の世代に残すと、また維持管理費もかかるのでというところで、保存が困難というところもやっぱり10数%はいらっしゃるという状況なんですけれども、できるだけ早く個別に対応できるようにということで、今頑張っているところでございます。

○吉田孝平委員 引き続きよろしく申し上げます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。教育委員会に係る質疑はありませんか。——なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第15号、第18号及び第32号から第35号までについて、一括して採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

担当課長から報告をお願いします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

お手元の説明資料、その他報告事項をごらんください。

1ページをお願いいたします。

生涯学習推進センターの指定管理者制度の導入について御報告いたします。

このことについては、関連条例を所管する県の知事部局から、今定例県議会において指定管理業務拡充の条例改正案を提案しておりますが、教育委員会といたしましても、当条例に位置づけられた業務を行う生涯学習推進センターを所管していることから、教育警察常任委員会に御報告させていただくものでございます。

まず、1、趣旨についてですが、県が平成14年4月に設置したくまもと県民交流館パレアでは、①NPO・ボランティア支援、②男女共同参画推進、③生涯学習支援などの業務を行っており、平成22年度から、施設管理等の一部業務について指定管理者制度を導入しております。

平成30年度からの指定管理に当たっては、民間活力、ノウハウの一層の活用により、県民サービスの向上や行政の効率化を図るため、県知事部局では、NPO・ボランティアセンターが行うNPO活動育成支援業務や男女共同参画センターが行う県民向け広報などの業務についても指定管理をするということとしております。

これにあわせて、県教育委員会が所管いた

します生涯学習推進センターが行う生涯学習推進業務についても、指定管理者制度を導入したいと考えております。

次に、2、生涯学習推進センターの概要についてですが、同センターは、県内における生涯学習推進の拠点として、くまもと県民交流館パレア開設時に設置されました。

主な事業として、県民カレッジ等の自主企画講座や市町村、大学、民間の事業者等と連携した各種講座の開催、市町村支援、生涯学習指導者養成等を実施しております。

2ページをごらんください。

3、指定管理者制度導入の考え方についてですが、導入に当たっては、指定管理者による3センターを一体とした運営により、県民サービスの向上を図ってまいります。

また、サービスの質の維持向上と指定管理者制度への円滑な移行に向けて、県と指定管理者が役割分担して業務を行うこととしております。

具体的には、下の表にありますように、県は、センター支援業務、市町村支援業務、調査研究業務を、指定管理者が、講座等運營業務を担うこととしております。

さらに、講座の企画開発等については、県から指定管理者への将来の移行も見据え、相互に情報を共有し、効果的な事業の実施とその成果の蓄積を図ってまいります。

最後に、4、今後のスケジュールについてですが、6月の定例県議会へ指定管理業務拡充の条例改正案を提案、7月から指定管理者の募集を開始、11月に指定管理候補者の選定、12月県議会へ指定管理者の指定議案を提案する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の資料、A3カラー横刷りにつきま

して御報告いたします。

熊本地震からの復旧、復興を、一日も早く、また、確実に進めていくために、復旧・復興プランにおいてロードマップを示した、28項目ございますが、そのうち重点的に取り組みます10項目を選びまして、進捗を管理することで、復興全体の加速化を目指しておるところでございます。

このたび、平成31年度末の到達イメージに至る各項目の5月末時点での工程を、一覧表として整理しております。

蒲島県政3期目におけます熊本地震からの復旧、復興の進捗状況を俯瞰する形でお示しする目的で、ほかの委員会でも御報告することとしておりまして、当委員会におきましても、この一覧表を御報告させていただくものでございます。

当委員会に関連いたします項目は、④熊本城の復旧でございます。

熊本城につきましては、2019年に開催される国際スポーツイベントに向け、天守閣の復旧工事に着手されています。

県といたしましても、熊本地震からの復興のシンボルであります熊本城の復旧を大事なものと考えまして、積極的に取り組んでおります。

具体的には、昨年12月に熊本市が策定しました熊本城復旧基本方針に基づき、具体的な工事の手順等を定める基本計画の策定を、国と連携して積極的に支援してまいります。

また、人的支援といたしまして、この4月から、県職員3名を熊本市に派遣いたしまして、実務に係る支援を行っているところでございます。

引き続き、熊本城の復旧を初め、復旧、復興全体を、着実に、かつ、スピード感を持って進めていきたいと思っております。引き続き先生方の御理解と御指導をよろしく願いいたします。

以上でございます。よろしく願いしま

す。

○浦田祐三子委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○吉永和世委員 生涯学習推進センターの説明の中で、民間事業者等との連携した学習講座の開催とあるんですけども、具体的に言ったらどういったことを、何かもし事例があれば。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

生涯学習推進センターにおきましては、自主講座のほかに、大学や民間、例えば個別の名前を出すのもあれなんですけど、いわゆる歴史系の講座であったり、環境系の講座を、まあ民間のお金を取っていらっしゃる講座を、いわゆるリレー講座ということで情報を生涯学習センターにいただいて、例えばそれを発信して、ここでこういう講座をやっていますよということで、共同で何か企画から練り上げるというよりは、ほかの講座を紹介して、ワンストップでいろんな講座をお伝えするというのをいろいろとやっております。

そういったことと、また、ほかにも、数は少のうございますが、民間の事業者さんの企画の御提案を受けて講座を、貸し館もやっておりますので、貸し館の一環として講座の開催ということもやっているというところでございます。

○浦田祐三子委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了したいと思います。

最後に、その他で委員の先生から何かございませんか。

午前11時28分閉会

○磯田毅委員 クルーズ船の増加に伴う——  
実は私は八代なんですけれども、ことしは75  
～76隻あたりが入ってくると。平均3,000人  
の旅客がおっても、20万人以上の人たちが来  
るという、かつてないことが起きているわけ  
なんですけれども、その中で、交通渋滞と  
か、やっぱりいろんな市民の方から何件か苦  
情を聞いていますけれども、そういった中  
で、県警あたりの対応をよろしくお願  
いしたいと、苦情が出ないようにですね。

そして、私も、この前、実はうちの孫のお  
宮参りに八代宮に行ったんですよ。ところが、  
大型バスが7台か8台ぐらい来て、中は  
たくさんの中国の観光客が——中国だけじゃ  
なくて白人の方もおられましたけれども、そ  
の中で、入ってよかったですかというよう  
なぐらいにたくさん観光客の方が来ておられ  
ますので、ただ、その乗降するときの——パ  
トカーは1台来ていましたけれども、なかな  
かそこを通るときに、市民の方になるべく迷  
惑がかからないような県警の交通指導とい  
いますか、お願いしたいということです。よ  
ろしく願いしておきます。

○浦田祐三子委員長 要望でよろしいです  
か。

○磯田毅委員 はい。

○浦田祐三子委員長 ほかにその他でござ  
いませつか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、以上で本  
日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等が1件提出されてお  
りますので、参考としてお手元に写しを配  
付しております。

本日は、これもちまして第3回教育警  
察常任委員会を閉会いたします。

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長